



伊方原発三号機運転差し止め！ 高裁で初！火山リスクを評価

二〇一七年十二月十三日、広島高裁（野々上友之裁判長）は四国電力伊方原発三号機の運転差し止めを命じる決定を出しました。高裁段階では初めてです！

伊方三号機は二〇一五年七月、原子力規制委員会が東日本大震災後に作成した新規制基準による安全審査に合格し、昨年八月に再稼働し、今年十月に定期検査のため停止しました。この決定が出たので四電が予定してい

た二月の運転再開はできなくなりました。

住民側は、四電の安全対策は不十分で、事故で住民の生命や生活に深刻な被害が起きるなどとして広島地裁に仮処分を申請。地裁は今年三月に申し立てを却下し、住民側が即時抗告していたものです。

月末まで。

従来、原発をめぐる訴訟の最大の争点は地震・津波のリスクでしたが、今回、決定が問題視したのは、約百三〇キロ離れた阿蘇山の噴火リスクで

した。原子力規制委員会は審査内規「火山影響評価ガイド」（以下、火山ガイド）で、原発から百六〇キロ以内の火山を検討対象としています。

た阿蘇山の噴火リスクで



組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

低頻度だからと大規模噴火のリスクを無視

福岡高裁と広島地裁

火山リスクをめぐって

福岡高裁宮崎支部は九州電力川内原発一、二号機について、二〇一六年四月、原則四〇年の原発の運転期間中に噴火が発生する「相応の根拠が示されない限り、安全性に欠けるとはいえない」として、住民の差し止め請求を退けました。

この決定は、大規模噴火の発生確率は低頻度で、無視し得るものとして容認するのが「社会通念」と言い、広島地裁決定も、こうした考え方を引き継

いだものでした。

火砕流が到達する可能性指摘—広島高裁

これらに対し広島高裁決定は、「火山ガイドが考慮すべきと定めた自然災害について原決定判示のような限定解釈をして判断基準の枠組みを変更することは、原子炉等規制法及びその委任を受けて制定された新規制基準の趣旨に反し、許されないと考える」と強く批判しました。

火山ガイドには、「火砕流が原子力発電所に到達する可能性が十分小さい」と評価できない場合は、

原子力発電所の立地は不適」とあるからです。

広島高裁は、規制委のガイドに基づいて検討すると、過去最大規模の九万年前の噴火で伊方原発に火砕流が到達する可能性があると指摘、四電側の安全性の立証は不十分だと判断しました。地震やテロ対策などについて「合理的」としながらも、火山リスクの一点から運転差し止めを決定したのでした。拍手。

アート・アド分会 N

新たに 大飯原発3・4号機運転差し止め仮処分申し立て

2017年12月25日、福井市と京都府の住民が大飯原発3・4号機の運転差し止めを求める仮処分の申し立てを大阪地裁にしました。

大阪で応援しましょう！

福井から原発を止める裁判の会ホームページから申立書を見ることができます